



全日にいがた通信

発行／公益社団法人 全日本不動産協会新潟県本部
 公益社団法人 不動産保証協会新潟県本部
 一般社団法人 全国不動産協会新潟県本部
 発行人／高木剛俊 編集／広報委員会
 〒950-0961 新潟市中央区東出来島7番15号
 TEL 025-385-7719 FAX 025-385-7785

全国不動産協会第1回定時総会 審議事項の結果について【ご報告】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、先月15日に開催を予定しておりました当本部定時総会並びに日政連年次大会を中止させて頂きました。また、今年度より始動しました一般社団法人全国不動産協会(TRA)の第1回定時総会につきましても、同様に中止させて頂きました。

尚、全国不動産協会(TRA)につきましては、決議事項(第1号議案・第2号議案)がございましたので、会員各位(主たる事務所のみ)に「定時総会に係る議決権行使書」の提出をお願いしましたところ、下記のとおり、第1号議案・第2号議案いずれも、議決権行使数の過半数以上の賛成を以て承認可決されましたことを、この場をお借りしご報告いたします。

| | | | |
|-------|--------------|---------------------|-----------------------------------|
| 総正会員数 | 246名(5月1日現在) | うち、議決権行使数 | 207名 |
| 決議事項 | 第1号議案 | 新潟県本部役員の選任に関する件 | 地方本部理事9名・監事2名の選任 賛成 207名、反対 0名 |
| | 第2号議案 | 代議員4名の選出に関する件(任期1年) | 賛成 207名、反対 0名 |

| | | | | | |
|-------|--------|---------|--------|---------|---------------|
| 本部会員数 | 主たる事務所 | 245社 | 従たる事務所 | 22ヶ所 | (令和2年5月31日現在) |
| 全国会員数 | 主たる事務所 | 31,806社 | 従たる事務所 | 3,681ヶ所 | (令和2年4月30日現在) |

●会員退会受理

| 受理日 | 商号・名称 | 代表者 | 住所 | 退会事由 |
|---------|---------|------|-----------------|-----------|
| R2.5.18 | エル・フォート | 横木 久 | 新潟市中央区女池西 1-1-3 | 廃業(代表者死去) |

●会員変更事項

| 商号・名称 | 変更事項 | 変更内容 |
|-----------------------|----------------------|--|
| (株)アパーター新潟店 | 事務所所在地の変更 | 新住所: 〒950-2044 新潟市西区坂井砂山 3-11-11 スピカ1階 |
| ブレイン・リアルエステート 合同会社 | 事務所所在地 TEL・FAXの変更 | 新住所: 〒940-0071 長岡市表町1丁目9番地7 TEL 0258-86-7445 FAX 0258-86-7832 |
| (株)アオキ住建 | 専任取引士の変更 | 新取引士: 澤田 今日子 (登録番号 新潟第 12648 号) 旧取引士: 石口 絵美 |
| (株)リノベ住販 | 代表者の変更 | 新代表者: 割田 幸一 旧代表者: 小坂 美保子 |
| (株)リップス | 専任取引士の増員 | 増員取引士: 斎藤 修 (登録番号 新潟第 4088 号) |

●第1回法定研修会(eラーニング研修)のご案内

令和2年度、法定研修会につきまして、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、第1回法定研修会につきましては、「eラーニングによる研修」とすることになりました。5月18日付文書にて会員宛に既にご案内しておりますが、改めてご連絡致します。内容をご確認頂き、必ず受講いただきますようお願い致します。

実施期間 令和2年6月1日(月) から 7月31日(金) まで
 講義内容 第1部 「不動産取引における紛争事例と解決のポイントⅡ」(60分)
 講師 海谷・江口・池田法律事務所 弁護士 江口 正夫 氏

第2部「2020年度税制改正のポイント」(60分)

講師 上野雄一税理士事務所 税理士 上野 雄一 氏

受講方法 上記実施期間中、任意の時間において、受講者のオフィス、自宅、その他インターネットアクセスが可能かつ受講に適した場所で、「ラビーネット」にアクセスし、「全日保証eラーニング研修」のコンテンツから講義動画を視聴する方法

「ラビーネット」URL <https://portal.rabbynet.zennichi.or.jp> ※受講するにはラビーネットのIDとパスワードが必要となります。

受講完了条件 講義動画の全編(全ファイル)を最後まで視聴し、講義ごとに設定された効果測定の設定問について5割以上正解したうえで、システム上で受講完了申請を行うこと ※受講完了者には「研修済証」のPDFデータをメール配信します

●新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえた宅地建物取引業に係る手続きについて

先月号でもお伝えいたしましたが、新潟県土木部都市局建築住宅課より、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、当面の間、宅地建物取引業法に係る手続き(免許申請・免許更新・変更書類)については、原則として **郵送** により対応することとなります。

提出方法等でご不明な点がございましたら、協会事務局までお問い合わせ下さい。協会事務局 025-385-7719

●新型コロナウイルス感染症にかかる特別見舞金の給付について

全国不動産協会(TRA)では、この度の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、共済事業の一環として、新型コロナウイルスに罹患された会員(代表者)に対する特別見舞金(10万円)の給付を実施することとなりました。対象者等の詳細につきましては、下記のとおりとなりますのでご確認願います。

1. 対象者

会員事業者の代表者又はその従たる事務所の政令使用人(本会に登録されている者に限る。)

2. 給付要件

①新型コロナウイルスに感染し、かつ、②医療機関に入院又は当局からの指示により宿泊施設あるいは自宅における隔離療養(以下「入院等」という。)を10日以上された場合。

※感染が判明しただけでは対象にはなりません。上記①及び②の両方が必要です。

3. 対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に感染が判明した場合。

4. 申請方法

下記①、②の書類を用意のうえ、当会事務局まで送付してください。

①特別見舞金申請書

②新型コロナウイルス感染症に罹患し、10日以上入院等を証する公的書類(罹患証明書、医師の診断書、入院証明書等)の写し

【郵送先】

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-30 全日会館 一般社団法人全国不動産協会 事務局

5. 注意事項

特別見舞金と現行の入院見舞金の併用はできません。

●全日専用コールセンターについて

新型コロナウイルス感染拡大により政府より緊急事態宣言が発令されたことを受け、東京都内にて運営しております、全日専用の【契約書操作のコールセンター】並びに【全日不動産相談センター】につきまして、下記の通りご案内致します。

★全日不動産相談センター TEL 03-5761-4441

但し、5月12日(火)より当面の間は受付時間を**毎週火曜・木曜 13:00~15:00**とさせていただきます。

★契約書関係操作コールセンター TEL 03-5761-4441

開設日時 月・火・木・金 10時~16時

東京都の緊急事態宣言が終了したことを受け、5月28日より再開しています。再開に伴いお問合せフォームでの受付は終了しております。

全日不動産相談センターが受付曜日外・時間外の場合は、下記の適正取引推進機構、流通推進センターの相談窓口へお問い合わせいただくことも可能です。なお、各窓口とも全日の窓口ではなく、外部団体の窓口となること、また全日の書式等を用いた契約としての話ではなく、契約や取引の一般的な質問として連絡いただくようお願いいたします。

| | |
|-------------------|--------------------------------|
| (一財)適正取引推進機構 | 03-3435-8111 (当面の間11:00~15:00) |
| (公社)流通推進センター 相談窓口 | 03-5843-2081 (当面の間11:00~15:00) |

●「宅地建物取引士賠償責任保険」問合せ先の変更について

当社が提供しております「宅地建物取引士賠償責任保険」について、「あいおいニッセイ同和インシュアランスサービス株式会社」と共に「一般社団法人全国不動産協会」が代理店として活動することになりました。

それに伴いまして、問い合わせ先が下記の通り変更となりましたのでご案内致します。

お問合せ先

一般社団法人全国不動産協会 損害保険用連絡先

Tel.03-3222-2525/Fax.03-3222-3535 Email. tra_sonpo@tokyo.zennichi.or.jp

●民法改正に関するeラーニング公開について

4月1日より民法が改正されたことにより、皆様が取り扱う売買契約並びに賃貸借契約の内容が変更されております。そこで全日では、「民法改正が実務に与える影響」と題し、講義動画を「全日保証研修 eラーニングシステム」に公開しております。移行前に既に内容を把握されている方もいらっしゃると思いますが、今一度、従業者教育の一環として、こちらのeラーニング研修を受講頂き、取引事故の未然防止にお役立て下さいますようお願い申し上げます。

民法改正が実務に与える影響【売買編】動画16本 約83分

民法改正が実務に与える影響【賃貸編】動画41本 約287分 **※売買編と賃貸編の二つの入口がございます。**

会員の皆様のアクセス先や受講方法に変更はありません。ラビーネットから入り、受講して下さい。

※「ラビーネット」URL <https://portal.rabbynet.zennichi.or.jp/> 受講にはラビーネットのIDとパスワードが必要です。

※本講義修了証書の発行はありません。

※本講義はステップアップトレーニングです。また、eラーニングのみの講義となります。

全日新潟県本部 facebook のご案内

広報委員会では、全日専用のfacebookを開設しております。県本部の活動はもちろんのこと、様々な情報をこちらに発信していきたいと思っております。会員の皆様や従業員、ご家族の方、お友達等多くの方に拡散、周知して頂ければ幸いです！

全日新潟県本部 facebook

<https://www.facebook.com/zennichiniigata/>

facebook



専用QRコード